

住み慣れたまちで安心してくらすために

**見守り型緊急通報システムを  
設置しませんか**

**葛飾区福祉部高齢者支援課**

## 見守り型緊急通報システムとは

ひとり暮らし等の高齢者の方の生活の安全を確保するために、本体、ペンダント型救急ボタン、火災(熱)感知器、ガス漏れ感知器、空間センサーを設置し、緊急の場合は区と契約する警備会社※に通報され、警備会社の警備員が駆けつけます。※現在、セコム(株)と協定を結んでいます。

## 設置の対象となる方

65歳以上の方で、慢性的な病気があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする状態のひとり暮らし、高齢者の方のみの世帯、または日中または夜間に高齢者のみとなる世帯の方、など。

## システムの内容、設置機器

### ●本体、ペンダント型救急ボタン

本体は利用者宅から警備会社へ各種異常の信号を送出する主装置になります。また利用者自身で本体を操作し、外出や在宅を警備会社へ知らせます。

ペンダント型救急ボタンを軽くにぎることで、警備会社の緊急通報センターに警報が発信され、警備会社から利用者に連絡がいくと同時に警備員がご自宅に伺い、安否確認を行います。また、利用者の代わりに119番通報します。



本体

### ●空間センサー

人の動きを感知する、空間センサーが24時間反応しなかった時、自動的に緊急通報センターへ警報が発信され、警備員が利用者の安否確認を行います。ご自宅で、突然意識を失い、そのまま誰にも見つけられないという状況を防ぎます。



ペンダント型救急ボタン

### ●火災感知器、ガス漏れ感知器

台所のコンロ付近などに火災(熱)感知器とガス漏れセンサーを設置します。センサーが熱やガス漏れを感知すると自動的に緊急通報センターに警報が発信され、警備員がお客さまの安否確認を行います。



空間センサー



火災(熱)感知器



ガス漏れ感知器

### ●お電話による安否確認

月に一度、お客様が元気でいらっしゃるかどうかを確認するために、警備会社のナースセンターからお話をさせていただきます。その際にはご協力をお願いいたします。

## 利用料金

住民税が非課税の方 月額 700円

住民税が課税の方 月額 1,750円

※利用料金はセコム(株)よりご請求させていただきます。

※年度により課税状況が変わる場合は、7月分から利用料金が変わります。

※2名以上の申請で、ペンダント型救急ボタンを追加する場合は1台につき月額330円がかかります。

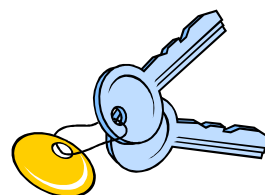
## 電源・電話について

「見守り型緊急通報システム」はご家庭の電源を使用します。また、電話連絡にて安否確認をするため、「見守り型緊急通報システム」をご利用いただくには、電話が必要となります。携帯電話でも構いません。

## 鍵の預かりについて

区と契約した警備会社が、お客様のご自宅の鍵を2組、お預かりします。これは警備会社の警備員が事故に巻き込まれる等で対応に支障を来すような場合、他の警備員が保管してある予備のカギを持って対応するといった、バックアップ体制を万全にするためです。鍵がない場合、緊急時にお客様の安否確認を第一に考え、ドアや窓を壊して入らざるを得なくなり、その際は修理費用がかかるだけでなく、安否確認が遅れてしまいますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご自宅の鍵を変更した場合などは、必ず警備会社にご連絡のうえ、新しい鍵をお預けください。



## お申し込み方法

お申し込みは、お住まいの地域の「高齢者総合相談センター」にお電話でお申し込みください。職員が訪問し、申請にかかる相談、申請手続きの代行を行います。

介護保険の介護認定を受けている方は、ご担当のケアマネジャーにご相談ください。

ご夫婦や高齢者のみ世帯のお申し込みは、人数分の申請が必要になります。利用料金は利用料金が高い方になります。(夫が課税者、妻が非課税者の場合、利用料金は月額1,750円になります)

### <高齢者総合相談センター>

高齢者総合相談センター 水元 ☎03-3826-2419	〃 水元公園 ☎03-6231-3567
〃 堀切 ☎03-3697-7815	〃 お花茶屋 ☎03-6662-7907
〃 新宿 ☎03-3826-8726	〃 金町 ☎03-3826-5031
〃 青戸 ☎03-5629-5719	〃 亀有 ☎03-6240-7630
〃 高砂 ☎03-5889-8600	〃 柴又 ☎03-5876-9531
〃 奥戸 ☎03-5670-5212	〃 新小岩 ☎03-5879-9328
〃 東四つ木 ☎03-5698-2204	〃 立石 ☎03-6657-6140

## 見守り型緊急通報システムのご利用にあたっては、 以下の点をご了解ください。

### ●「見守り型緊急通報システム」は病院や施設のナースコールではありません。

- ・身体介護に関わるお仕事はできません。トイレ、入浴等の介助、日常生活でのベッドへの移動等を目的に通報することはできません。
- ・救急車で搬送時、警備会社の警備員が同乗、付き添いをすることはできません。
- ・病院等への送迎等、タクシー業務はできません。
- ・お家の外(緊急ペンダントの受信可能範囲外)でおきた事への対応はできません。
- ・防犯用の非常ベルではありません。

### ●緊急通報装置は緊急通報センター直通の信号送出機です。

- ・ペンダント型救急ボタンを押した時、緊急通報センターへ自動的につながります。
- ・空間センサー・火災(熱)感知器・ガス漏れ感知器の警報時、緊急通報センターへ自動的に信号を送ります。
- ・機器の電池が無くなりかけた時や電波障害などの機器トラブルが発生した時、緊急通報センターへ自動的に信号を送ります。

### ●「見守り型緊急通報システム」は、家庭用の電源を使用しているため、停電時は使用できなくなります。

また、停電時及び復旧時にお客様が何か操作等をしていただくことはありません。

### ●区による設置決定後、機器を設置する際に、お客様と警備会社との間で、機器の貸与にかかわる契約を結んでいただきます。

### ●緊急通報装置のコンセントはお出かけになる時でも抜かないでください。

緊急通報装置は、常に通電が必要です。コンセントを抜いたままにしておくと、緊急時の操作ができなくなりますのでご注意ください。誤ってコンセントを抜いてしまった時は速やかに元に戻してください。

お問い合わせ

葛飾区高齢者支援課在宅サービス係

電話 03-5654-8299(直通)